休日地域クラブＳＡＫＵＲＡ実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、学校部活動の地域展開の推進及び持続可能な運営体制の整備を図ることを目的として実施する休日地域クラブＳＡＫＵＲＡ（以下「地域クラブ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体等）

第２条　地域クラブの実施主体は、佐倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

２　教育委員会は、地域クラブの運営に関する業務の一部を民間事業者その他教育委員会が適当と認める者に委託することができる。

（対象者）

第３条　地域クラブに入会することができる者は、佐倉市立中学校設置条例（昭和３９年佐倉市条例第１８号）第２条に規定する中学校に在籍する生徒その他教育委員会が適当と認める者（以下「生徒等」という。）であって、その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、生徒等を現に監護するものをいう。以下同じ。）の同意を得たものとする。

（活動日及び活動時間）

第４条　地域クラブの活動種目、活動日及び活動時間は、教育委員会が別に定める。

（入会等）

第５条　保護者は、その監護する生徒を地域クラブへ入会させようとするときは、教育委員会が別に定めるところにより、登録を希望する活動種目を指定の上、電子情報処理組織を使用して市長に申請しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、書面により申請することができる。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を確認の上、入会の可否を決定し、教育委員会が別に定めるところにより、当該保護者に通知するものとする。

３　保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会が別に定めるところにより届け出なければならない。

（１）その監護する生徒等について、活動種目の全部又は一部について活動を休止させ、又は地域クラブを退会させようとするとき。

（２）第１項の規定による申請の内容に変更が生じたとき。

（会費）

第６条　地域クラブに入会する生徒等の保護者は、次に掲げる会費（地域クラブの運営に要する費用として保護者が負担する金銭をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。

（１）登録料

（２）月会費
（３）更新料
２　会費は、教育委員会が別に定める方法により納付しなければならない。
（登録料）
第７条　登録料は、生徒等が地域クラブに入会するときに納付する会費とする。
２　登録料の額は、生徒等ごとに、地域クラブへの入会１回につき５，０００円とする。
（月会費）
第８条　月会費は、地域クラブに入会している生徒等（以下「会員」という。）が登録する活動種目ごとに、その登録をした日の属する月の分から登録の廃止の日の前日の属する月の分まで納付する会費とする。ただし、月の初日から末日まで活動休止（登録する活動種目の一部又は全部について、前条第３項の規定による手続を経てその活動を休止することをいう。以下同じ。）をしている活動種目の当該月の分については、納付することを要しない。
２　月会費の額は、生徒等及び活動種目ごとに、１か月につき４，０００円とする。
３　前項の額は、登録をした日、登録の廃止の日の前日又は活動の休止の期間の初日若しくは最後の日が月の途中である場合においても、日割計算をしない。
（更新料）
第９条　更新料は、更新日（毎年の８月１日をいう。以下同じ。）の前日において会員となっている生徒等（活動休止をしている会員を含む。）について、更新日の経過ごとに納付する会費とする。
２　更新料の額は、会員ごとに、更新１回につき５，０００円とする。
（納付期限）
第１０条　会費の納付期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。この場合において、その日が佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第１３号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後の直近の休日でない日を納付期限とする。
（１）登録料　第５条第２項の規定による入会の決定の通知の日の属する月の末日
（２）月会費　当該月の末日
（３）更新料　当該年の８月３１日

２　前項の規定にかかわらず、登録料及び月会費の納付期限について、同項第１号の通知の日その他の事情により同項の規定により難いと市長が認めるときは、別に納付期限を設けることができる。

（会費の免除）

第１１条　市長は、保護者が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護又は佐倉市就学援助費支給要綱（令和８年３月３１日決裁佐教学第１３４１号）の規定による就学援助の認定（以下「生活保護等」という。）を受けているときその他特別の事情があるときは、会費の全部又は一部を免除することができる。

２　前項の規定による会費の免除を受けようとする保護者は、市長にその旨を申し出なければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、申出を要しない。

３　市長は、前項本文の規定による申出があったときは、内容を審査の上、免除の可否を決定し、教育委員会が別に定めるところにより通知するものとする。

４　会費の全部又は一部について免除を受けている保護者は、生活保護等が廃止、停止、取消し等となったとき又は第１項に規定する特別の事情がやんだときは、直ちに市長に申し出なければならない。

５　市長は、前項の申出があったときその他同項に規定する事由が生じたと認めるときは、当該保護者の免除の決定を変更し、又は取り消すことができる。この場合において、市長は、その旨を教育委員会が別に定めるところにより当該保護者に通知するものとする。

６　市長は、偽りその他不正な手段により免除を受けたことが判明したときは、その決定を取り消し、当該免除に係る会費を保護者に納付させるものとする。

（退会措置）

第１２条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員を地域クラブから退会させることができる。

（１）会員について、第３条に規定する要件に該当しないことが判明したとき。

（２）保護者が会費を第６条に規定する納付期限から３か月以上滞納したとき。

（３）保護者が偽りその他不正の手段により会費の全部又は一部の免除を受けたことが判明したとき。

２　教育委員会は、前項の規定により会員を退会させようとするときは、あらかじめその保護者に対し、その理由を説明し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、地域クラブの運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則（令和８年８月２６日決裁佐教指第６８９号）

この要綱は、決裁の日から施行する。